

# 被扶養者申立書

被扶養者としての方の状況について、次の【1】～【3】のそれぞれ該当する項目を 印で囲み、また、の該当欄に✓を付け、必要な事項を記入して、指定された確認書類があるときには必ず添付してください。また、不明な点があったときには、不明のまま届書を提出せず、お手数でもあらかじめ健康保険組合へお問い合わせください。

(注) 病気療養中のときは、それを証明できる書類(「診断書」・「障害者手帳」(写)など)を添付してください。  
被保険者が協議離婚後に子供を扶養するときは、親権を確認するため、子供の「戸籍抄本」(扶養する子供が複数いる場合は、「戸籍謄本」一通で可)を添付してください。  
配偶者が被扶養者となっていない被保険者が子供を扶養するとき、離婚や死別の場合を除き、夫婦双方の年収が確認できる書類(前年の「源泉徴収票」)を添付してください。  
被保険者が扶養することになった理由が、以前扶養していた方の死亡によるものであるとき(新規資格取得時の届出も含む)は、理由の他にその方の「死亡年月日」を【1】の6.欄に記載してください。  
個々のケースにより、指定した証明書以外にも確認書類をご依頼することがありますので、その旨ご注意ください。

被保険者証 記号番号	-	被保険者 氏名		被扶養者 氏名		続柄	
---------------	---	------------	--	------------	--	----	--

## 【1】扶養する事になった理由について

1. や 2. に該当し、また昨年～今年にかけて 3. ～ 5. に該当するときは、各欄記入のうえ指定された確認書類を添付。
3. や 4. に該当するときは、今後の状況についての申し立てを 6. に記載。

1. 被保険者の新規資格取得
2. 婚姻
3. 退職

退職した日： 平・令 年 月 日

勤務先の会社等の名称：( )  
電話番号：( )

退職の理由：( )

退職後の状況：

「傷病手当金」の受給(今後「受給予定」の場合も含む)

但し、手当金額が「60歳未満 3,611円以上」、「60歳以上及び障害者 5,000円以上」の受給中は認定不可。  
有 初回からの「支給決定通知書」(写)を添付(受給予定の場合は、その旨を 6. に記載)  
無

「失業保険」の受給

失業給付の基本手当日額が「60歳未満 3,611円以上」、「60歳以上及び障害者 5,000円以上」の場合は、支給開始日から扶養削除の届出を提出。  
離職票交付・失業保険受給申請・延長申請等の手続き中のときは、6. にその旨を記載して、退職年月日の確認できる書類を添付し、先に届出可。手続き終了後、下記に該当する確認書類を提出。

受給しない 「離職票 - 1」「離職票 - 2」(いずれも原本)を添付

受給手続中 給付制限期間の記載がある「雇用保険受給者証」(写)(両面)を添付

延長申請中 「離職票 - 1」「離職票 - 2」「受給期間延長通知書」(いずれも原本)を添付

受給終了 受給終了の押印がある「雇用保険受給者証」(写)(両面)を添付

雇用保険未加入 退職時交付された「源泉徴収票」(写)か、若しくは「退職、および雇用保険未加入証明書」を添付

## 4. 廃業

農業・商業・漁業・日雇・その他( )を廃業

廃業した日： 平・令 年 月 日 公的機関へ提出した「廃業届(控)」(写)を添付

廃業の理由：( )

## 5. 扶養者変更

今まで扶養していた人の

氏名：( ) 続柄：( )

変更の理由：( )

## 6. その他の理由、または現在や今後の状況 (できるだけ詳しく具体的に記入)

## 【2】今まで所属していた健康保険について

下記内容の記載がある「資格証明書」等を添付されたときは、記入不要。  
無保険だった場合は、その旨と無保険の理由を【1】の6.に記載。

保険者種類： 国民健康保険・組合健康保険・政府管掌健康保険・共済組合  
その他( )

区分： 被保険者本人・家族 被保険者の氏名( )

被保険者証の記号番号：(記号 番号 )

医療保険者名称： ( 市・区・町・村・健康保険組合 )  
( 社会保険事務所・共済組合 )

## 【3】現在、およびこれからの収入について

年収が130万円未満(60歳以上および障害者は180万円未満)で、被保険者本人の年収の1/2以下。  
現在は超えていなくても、月額を年額に換算し超える見込み(月平均108,333円以上)のときは認定不可。

### 1. 収入はない 「非課税証明書」(原本)を添付(収入額0円の場合のみ)

但し、前項【1】の1.の妻、および3.～4.の理由に該当するときは添付不要

### 2. 収入がある

年金・恩給 最新の「振込通知書」(両面)(写)や「改定通知書」(両面)(写)等を添付  
(年金とは、老齢年金の他、遺族年金・障害年金・企業年金・農業者年金、また個人年金も含む)

給与 直近6ヶ月分の「給与明細書」(写)、その内に賞与もあった場合は「賞与明細書」(写)、  
または勤務先の「給与等支払額証明書(見込額申立書)」を添付

商業・農業・不動産所得・その他( )  
年収：( )円位 「確定申告(控)」(写)と、「青色申告計算書(控)」(写)

などの控除内容の詳細が確認できる所得額証明書類を添付(いずれも受付印の押印してあるもの)

この申立書は、被扶養者の認定の参考としますので、各項目に正確に漏れのないようご記入ください。